

平成23年第4回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成23年12月8日（木曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第6号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	委員会報告第7号	総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告
日程第 5	議案第47号	豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正
日程第 6	議案第42号	平成23年度豊頃町一般会計補正予算（第6号）
日程第 7	議案第43号	平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 8	議案第44号	平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第45号	平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第46号	平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
日程第11	議案第48号	豊頃町税条例等の一部改正
日程第12	議案第49号	公の施設に係る指定管理者の指定
日程第13		請願の委員会付託
日程第14		休会の議決

◎出席議員（9名）

1番 杉野好行君	2番 松崎政利君
3番 菅谷誠君	4番 森一彦君
5番 津久井精一君	6番 大谷友則君
7番 長谷川勝夫君	8番 藤田博規君
9番 小野木英毅君	

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長 宮口孝君

副町長	石田貢君
教育委員長	前川啓一君
農業委員会会長	竹下昌徳君
代表監査委員	山口浩司君
総務課長	山本芳博君
企画課長	佐藤潤君
住民課長	吉村進君
福祉課長	高井伸夫君
産業課長	金川正次君
施設課長	渡部邦生君
会計管理者	佐藤孝夫君
農業委員会事務局長	友重誠一君
教育委員会教育課長	柄崎明久君
子育て支援所長	高倉明君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	和田宏樹君
庶務係長	木村ひとみ君

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成23年第4回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。
事務局長に諸般の報告をさせます。
和田事務局長。
- 和田事務局長 諸般の報告を申し上げます。
議会事務局報告及び議員派遣の結果につきましては、お手元に配付のとおりでございます。
次に、監査委員より、平成23年10月24日から11月4日まで実施されました、平成23年度定期監査結果報告書及び平成23年9月から10月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。報告書は、お手元に配付のとおりであります。
以上です。
- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。
宮口町長、登壇願います。
- 宮口町長 第4回定例会行政報告を申し上げます。
これまでの農林水産業の概要についてであります。
第3回議会定例会で報告したとおり、小麦は、高温の影響を受け、収量は予想より低かったものの、異常高温の影響を受けた昨年と比較すると増加しています。
寒冷地作物である甜菜については、収量はやや増加しているものの、糖分は、高温多雨の影響を受け、平年より大きく減少しています。また、でん原・加工・食用馬鈴薯の収量は、平年を上回るものとなっています。
豆類については、9月上旬が成熟期となる金時豆が、9月の高温多雨の影響を受け、色流れ粒が多発し、著しい品質低下となっています。そのほかの豆類については、9月の断続的な降雨により収穫が遅れ、発芽・腐敗粒が見られ、品質に影響しましたが、概ね平年並みの収量を確保しています。

野菜全般においては、平年並み収量を確保していますが、大根、人参の作付面積は年々減少している状況にあります。

生乳生産においては、管内平均を上回り、順調に増加している状況であります。

農畜産物全般にわたり平年並みの水準となっておりますが、近年、野生鳥獣、特にエゾシカによる食害が顕著となっていることから、エゾシカの効果的な捕獲のため、本年度から試験的に、十勝総合振興局森林室と連携した林道除雪を行うとともに、エゾシカの生息箇所になっている十勝川河畔林の伐採計画をしており、本定例会に所要の予算を計上しております。

また、野田首相は、先のA P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議で、T P P交渉参加に向けて関係国との協議に入ることを表明しました。T P Pは10年以内の関税撤廃が原則であり、高関税品目が多い本町農業等は壊滅的な影響が想定されるところです。このため、関係団体と連携を図り、町一丸となって、参加阻止に向け引き続き取り組んでまいります。

次に、水産業の概要であります。全道の秋サケ定置漁は、平成元年以降ワースト5に入る記録的な不漁年で、特に太平洋沿岸は大幅な水揚げ量の落ち込みとなりました。また、大津漁港の水揚げも昨年と同程度で、2年続けての不漁となっています。太平洋沿岸の大不漁は、サケ定置漁に欠かせない増養殖事業にも大きな影響を及ぼしており、今後、大津漁業協同組合などと対応策を協議してまいります。

シシャモ漁についても昨年より減収となっており、解禁されたカニ漁等に豊漁を期待しているところでもあります。

また、サケ定置時期に発生する流木について、本年は9月の降雨により頻繁に発生しましたが、海岸管理者である北海道が、グリーンニューディール基金を活用し、漁に支障がないよう速やかに処理されており、感謝をしているところでもあります。

次に、林業の状況であります。昨年からは本町産業振興補助制度により伐採跡地解消に向けた民有林の植林助成を行っております。この制度が浸透し、昨年より15ヘクタール多い約95ヘクタールの山林に植林がされました。これからも、環境保全と林業振興のために、未立木地解消に努めてまいります。

次に、プレミアム付特別商品券発行事業であります。本事業は、平成19年を初年度として本年度で5年目を迎えており、昨年度は6,000セットを発行し、本町における購買力流出抑止のため、政策として着実に定着しつつあり、各店においても独自のプレミアムをセットするなど、売り上げの確保に向けて鋭意努力されているところでもあります。本年度においても、当初5,000セットの販売を予定し、既に第3弾までの3,500セットが完売となっており、販売当日には、早朝から、購入しようとする町民が列をなし、毎回30分程度で売り切れる状況が続いているところでもあります。このような状況の中、購入できていない町民もおられることから、本年度、最終となる第4弾では、当初販売予定に1,500セットを追加し、3,000セットに拡大して実施することとして、本定例会に追加予算を計上しております。

次に、十勝圏における消防広域化についてであります。

このことについては、平成20年9月開催の第1回十勝圏消防広域連携推進協議会準備会を振り出しに、市町村長会議を初めとして、各担当段階で協議を重ねてきたところであります。

本年5月30日には、今までの経過を踏まえ作成された十勝圏広域消防運営計画、素案ですが、提示され、素案に対する市町村の意見集約を行い、同時に、広域化後における消防体制のあり方として、自賄い方式解消に向けた協議等も進めてきたところでありますが、現時点に至っても、なお整理すべき課題の協議を終えておらず、当初予定しておりました平成25年1月1日スタートのために必要な関係規約など、本年12月の各市町村議会提案は見送られることとなりました。

なお、消防救急無線のデジタル化及び消防指令センターの整備時期についても、平成28年5月末の使用期限終了を視野に入れ協議を進めるとともに、広域化実現までに整理すべき課題及び広域化後に整理する課題などについて認識の統一を図る中で、消防広域化の早期実現に向け、十分な協議、検討を行うこととしております。

以上、行政報告を終わります。

●小野木議長 これで、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、4番森一彦議員及び5番津久井精一議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの9日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、12月16日までの9日間に決定しました。

◎ 委員会報告第6号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第6号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 委員会報告第6号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成23年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成23年12月2日。

3、調査の経過。

(1)平成23年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成23年12月1日招集告示のあった平成23年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月2日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成23年第4回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、12月16日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、一般質問の通告期限は、12月8日午後5時とした。

ウ、請願書の取り扱いについては、平成23年第3回定例会閉会後に受理したものは2件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他の1件については議員配付にとどめるものとした。

エ、選挙第6号及び第7号豊頃町選挙管理委員会及び補充員の選挙の方法については、議長の指名推選で行うこととした。

オ、付託事件の審査等のため、各常任委員会を定例会初日の12月8日に開催するよう日程を調整した。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第6号は報告済みとします。

◎ 委員会報告第7号

●小野木議長 日程第4 委員会報告第7号総務文教常任委員会所掌事務調査結果報告の件を議

題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

大谷総務文教常任委員長。

●大谷総務文教常任委員長 委員会報告第7号、総務文教常任委員会所管事務調査結果報告書。

本委員会の所管事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事項。

(1)調査事件、児童福祉施設（こどもプラザ）及び教育施設（各小中学校）における防災対策について。

2、調査の方法。

資料による検討と説明聴取。

3、調査期日。

平成23年11月18日。

4、調査の経過と結果。

児童福祉施設及び教育施設における防災対策について、現況と課題について調査を実施した。

(1)児童福祉施設（こどもプラザ）の調査。

ア、防災計画・訓練の実施状況。

火災や地震を想定して、有事の際に安全で速やかに避難が完了できるよう、年間計画を作成している。

防災訓練は、5月から毎月1回、火災訓練、地震訓練、地震火災訓練と、内容を変更しながら実施し、さらに5歳児は年1回、豊頃消防署にて幼年消防クラブ集合訓練を実施し、延べ年12回の防災訓練を実施している。防災訓練を多く開催することで、理解度の低い低年齢の児童には体感で理解できるようにしている。

天候や季節を考慮して、屋外へ避難可能な場合は園庭を、屋外へ避難することができない場合は体育館を、それぞれ避難先として訓練を実施している。

また、今後、災害時以外の事故等も含め、危機的状況が発生した場合、すべての入所児童を保護者に安全かつ確実に引き渡すことを目的とした危機管理マニュアルの作成を検討している。

イ、課題。

0歳児及び1歳児等、低年齢の児童については、言葉では的確に指示が伝わらないため、訓練を繰り返し実施することで体感的に理解をさせていく必要がある一方、繰り返し訓練を実施することで、児童が訓練なれして、しゃべる、走るなどの問題行動が発生する弊害も出ている。

(2)教育施設（各小中学校）の調査。

ア、防災計画・訓練の実施状況。

(ア) 豊頃小学校。

火災、地震、不審者侵入等、あらゆる災害を想定し、全児童の生命の安全保護を目的として消防計画を作成している。

訓練は、地震時、不審者侵入時、火災時をそれぞれ想定し、年1回延べ年3回実施している。避難時には、押さない、走らない、しゃべらない等、避難の際の正しい行動や避難の方法などの習慣化を図り、安全で速やかに避難できるよう訓練を行っている。また、不審者侵入想定には警察署、火災想定には消防署の指導・協力を受けている。

(イ) 大津小学校。

火災その他の非常災害を未然に防止するため、防災管理計画を作成している。

防災訓練は、消防署の協力により火災想定訓練、大津地域づくり協議会の協力により、地震津波想定訓練をそれぞれ年1回実施し、その他に、警察署の協力により不審者から身を守るための指導を年2回、海上保安署の協力により、着衣水泳を通して水難事故から身を守る訓練を年1回、延べ年5回実施している。また、避難時には、押さない、走らない、しゃべらない、戻らないを励行するよう指導をしている。

(ウ) 豊頃中学校。

非常災害の発生に対して、沈着、冷静、迅速な行動と人命の安全を図り、非常時への対応を身につけることを目的に、学校安全計画及び避難訓練・防災教室実施計画を作成している。

防災訓練は、地震により火災発生を想定した訓練を年1回実施している。避難時には、落ちついて行動し、教師の指示に従うこと、押さない、走らない、しゃべらないの指導を徹底している。訓練以外に、防災教育講演会を年1回実施している。

以上のとおり、各学校とも防災管理計画等を作成し、消防署、警察署の指導を受けて、年数回、火災、地震・津波、不審者侵入を想定した各種訓練を実施している。

イ、課題。

児童生徒が登校している時間帯の地震、津波等、自然災害発生時においては、保護者も避難施設に避難している可能性が高く、通常の連絡方法では情報の伝達が困難になると予想されることから、児童生徒の避難や安否状況を学校から保護者に対して的確かつ迅速に連絡できる体制の整備が必要である。

(3) まとめ。

調査した児童福祉施設（こどもプラザ）及び教育施設（各小中学校）とも防災計画が整備され、防災訓練、施設内外の防災機器点検も適切に実施されている。また、各学校における防災訓練の実施回数は異なるが、大津小学校での地域づくり協議会や海上保安署などの協力による、津波を想定した訓練や着衣水泳体験など、地域特性を取り入れた訓練を実施するなどの特徴が見られた。

また、委員から、ア、訓練は各施設内で完了していることから、災害対策本部との連携や保護

者等の連絡体制などの点について防災計画の中に明記、イ、児童福祉施設において、2階から避難する際の階段の手すりの改善、ウ、各施設は、地域住民の避難施設でもあることから、町職員、教職員の防災に対する研修が必要などの意見が出された。

以上。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第7号は報告済みとします。

◎ 議案第47号

●小野木議長 日程第5 議案第47号豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第47号の豊頃町職員の給与に関する条例等の一部改正について御説明いたします。

本案は、人事院が国家公務員の給与水準に関して、国家公務員法に定める情勢適用の原則に基づき、毎年、公務員の給与水準を、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に勧告を行っているものでありまして、平成23年度の人事院勧告は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県に所在する事業所を除き調査を実施し、本年4月の官民の給与比較の結果、公務員の給与が民間を上回っていることから、俸給表の俸給月額を平均で0.23%引き下げることとし、特別級のボーナスについては、東北3県を除いた昨年8月から本年7月までの一年間の民間の支給割合が、公務員の年間支給月数を若干上回ることとなりましたが、東北3県の現下の特別級の状況は厳しいと見られることから、特別級の改定を見送るなど、勧告したものであります。

このことによりまして、本町におきましても、人事院の勧告に基づき、豊頃町職員の給与に関する条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、改正条項第1条の別表第1、給料表では、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた給料月額の引き下げを行い、現給料表を平均0.23%減額した新給料表に改定するものであります。

改正条項第2条の附則の改正の、現級保障給料月額では、平成19年3月31日現在において支給されていた給料月額を減額するものであり、附則第7項中、現行の100分の99.59を100分の99.1に改めるものであります。

附則としまして、この条例は平成24年1月1日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第42号

- 小野木議長 日程第6 議案第42号平成23年度豊頃町一般会計補正予算(第6号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

- 山本総務課長 議案第42号平成23年度豊頃町一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,466万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億7,273万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明申し上げます。15ページをお開き願います。

初めに、各款の人件費に係る給料、職員手当及び共済費につきましては、今年度の人事異動、人事院勧告に伴う給与改定及び共済費負担金率等の改定などに伴い補正をさせていただくものであります。

1款議会費、1項議会費において、職員人件費3万3,000円を減額。

2款総務費、1項総務管理費において、1目一般管理費から職員人件費706万9,000円の減額など、620万3,000円を減額、3目財産管理費に指定寄附金など基金積立金5,022万円を追加、7目企画費から産業振興事業補助金506万5,000円の減額など576万9,000円を減額、9目電算情報管理費に、本年11月から受信エリアとなった民放テレビの難視

中継放送所設備工事請負費153万2,000円の追加など287万7,000円を追加し、合わせて4,112万5,000円を追加。

2項徴税費において、徴税過誤納還付金35万6,000円を追加、3項戸籍住民基本台帳費において、住民票等発行専用紙の印刷費6万5,000円の追加など3万7,000円を追加。

3款民生費、1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に職員人件費282万3,000円の追加など274万3,000円を追加、3目老人福祉費から介護保険特別会計繰出金222万3,000円を減額、地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設事業補助金500万円の追加など97万6,000円を減額、4目障害者福祉費に障害者自立支援特別対策事業、扶助費18万6,000円の追加など33万6,000円を追加、7目福祉バス等管理費にコミュニティバス運行事業委託料13万6,000円の追加など19万5,000円を追加し、合わせて229万8,000円を追加。

2項児童福祉費において、1目保育所に職員人件費287万5,000円の追加など218万円を追加、2目子育て支援費から職員人件費21万1,000円を減額、3目学童保育所費から職員人件費7万6,000円を減額、4目児童措置費から子ども手当、扶助費641万8,000円を減額し、合わせて452万5,000円を減額。

4款衛生費、1項保健衛生費において、1目保健衛生総務費に職員人件費65万8,000円を追加、2目保健センター管理費にセンター修繕料24万円を追加、4目乳幼児等医療費に請求事務取扱手数料10万5,000円を追加、5目清掃費に指定ごみ袋販売手数料10万2,000円を追加し、合わせて110万5,000円を追加。

2項簡易水道費において、簡易水道特別会計繰出金419万5,000円を追加。

5款農林水産業費、1項農業費において、1目農業委員会費に臨時職員賃金14万1,000円を追加、2目農業総務費から職員人件費264万3,000円を減額、地域バイオマス利活用交付金147万5,000円の減額など500万円を減額し、合わせて485万9,000円を減額。

3項林業費において、1目林業総務費にエゾシカ駆除対策として、十勝川河畔林伐採工事請負費1,058万4,000円の追加、河畔林伐採物処理委託料378万円の追加など1,644万1,000円を追加。

4項水産業費において、水産物鮮度保持施設整備事業補助金40万円の減額、道道大津長節線改良工事に伴う漁業施設移設補償金50万円の追加など50万円を追加。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に職員人件費91万9,000円を減額し、プレミアム付特別商品券発行事業補助金214万円を追加、中小企業融資運用資金貸付金1,000万円の追加など1,247万9,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費において、職員人件費73万8,000円を追加。

2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に、豊頃中央線ほか10路線の路面補修等町道

維持補修費 515 万円を追加、3 目国庫補助道路整備費に、職員人件費 26 万 8,000 円を追加、牛首別 1 号線に係る地方特定道路整備事業費の事業内容精査により、舗装工事請負費 80 万円の追加など 1 万 6,000 円を追加、合わせて 516 万 6,000 円を追加。

3 項住宅費において、職員人件費 13 万 4,000 円を追加、町営住宅塗装改修工事請負費 27 万 3,000 円の減額など 6 万 1,000 円を追加、5 項施設費において、1 節建物定期検査料 5 万 6,000 円を追加、6 項公共下水道費において、公共下水道特別会計繰出金 66 万 6,000 円を追加。

8 款消防費、1 項消防費において、消防職員人事異動等に伴う人件費及び消防署管理費並びに前年度繰越金など、東十勝消防事務組合負担金精査により 1,218 万 3,000 円を減額、2 項災害対策費において、職員人件費 7 万 7,000 円を減額、大津地区築山整備として帯広河川事務所管内で発生する河川改修土砂を大津の津波対策に活用するため、その土砂搬入における整備工事として、築山からの避難連絡路設置に係る用地の雑木伐開、不陸調整及び漁港斜路背後地の嵩上げ整備に係る水路の切りかえを行うための工事請負費 241 万 5,000 円を追加し、合わせて 233 万 8,000 円を追加。

9 款教育費、1 項教育総務費において、1 目教育委員会費に職員人件費 846 万円の追加など 850 万 5,000 円を追加、2 項小学校費において、1 目学校管理費から豊頃小学校体育館屋根改修工事請負費 58 万 8,000 円の減額など 100 万 6,000 円を減額、2 目教育振興費に要保護及び準要保護児童通学援助費 14 万 3,000 円の追加など 5 万 5,000 円を追加し、合わせて 95 万 1,000 円を減額。

3 項中学校費において、1 目学校管理費から校舍窓改修工事請負費 4 万 2,000 円の減額など 8 万 4,000 円を減額、2 目教育振興費から修学旅行費交付金 12 万円の減額など 10 万 8,000 円を減額し、合わせて 19 万 2,000 円を減額。

4 項社会教育費において、1 目社会教育総務費から姉妹都市交流子ども親善使節団派遣事業補助金 47 万 9,000 円の減額など 52 万 1,000 円を減額。4 目える夢館費において、える夢館修繕料 32 万 6,000 円の追加など 24 万 8,000 円を追加し、合わせて 27 万 3,000 円を減額。

5 項保健体育費において、1 目保健体育総務費に、全道全国大会参加派遣補助金 32 万 2,000 円を追加、2 目体育施設費から総合体育館管理委託料 64 万 7,000 円の減額など 32 万円を減額、3 目学校給食費に、学校給食の備品等修繕料 88 万 2,000 円の追加など 161 万円を追加し、合わせて 161 万 2,000 円を追加。

以上が、歳出に係る補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、10 ページをお開き願います。

9 款地方交付税、1 項地方交付税に 6,162 万 8,000 円を追加。

11 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金に、保育料 160 万円を追加。

1 2 款使用料及び手数料、1 項使用料、6 目土地使用料に、町営住宅使用料 3 5 0 万円を追加、2 項手数料、3 目衛生手数料に、指定ごみ袋・処理券手数料 1 0 2 万円を追加。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金から、子ども手当負担金 6 2 7 万 4, 0 0 0 円を減額、2 項国庫補助金において、4 目教育費、国庫補助金に、被災児童就学支援等特別交付金 1 5 万 2, 0 0 0 円の追加など、1 3 万 8, 0 0 0 円を追加、5 目総務費、国庫補助金として、地上デジタルテレビ中継局整備事業補助金 1 2 7 万 8, 0 0 0 円を計上し、合わせて 1 4 1 万 6, 0 0 0 円を追加。3 項委託金、2 目民生費委託金に子ども手当事務委託金 7 万 4, 0 0 0 円を追加。

1 4 款道支出金、1 項道負担金から子ども手当負担金 7 万 6, 0 0 0 円を減額、2 項道補助金において、2 目民生費補助金に地域子育て創生事業補助金 3 1 万 9, 0 0 0 円の追加など 4 5 万 9, 0 0 0 円を追加、4 目農林水産業補助金から地域バイオマス利活用交付金 1 4 7 万 5, 0 0 0 円の減額など、1 8 0 万 7, 0 0 0 円を減額し、合わせて 1 3 4 万 8, 0 0 0 円を減額。

1 5 款財産収入、2 項財産売払収入、1 目不動産売払収入に、町有土地売り払い 1 5 0 万円を追加。

1 6 款寄附金、1 項寄附金、2 目指定寄附金に、ふるさと寄附金など 2 2 万 5, 0 0 0 円を追加。

1 7 款繰入金、1 項繰入金から産業振興基金繰入金 5 0 6 万 5, 0 0 0 円を減額。

1 9 款諸収入、3 項貸付金、元利収入に、中小企業融資運用資金貸付元利収入 1, 0 0 0 万円を追加、5 項雑入、5 目雑入に、農業者年金業務委託金 1 7 万 4, 0 0 0 円の追加など 2 6 万 2, 0 0 0 円を追加。

2 0 款町債、1 項町債において、1 目民生債に、介護基盤緊急整備等特別対策事業に係る町債 5 0 0 万円を追加、7 目総務債として地上デジタルテレビ中継局整備事業に係る町債 1 2 0 万円を計上し、合わせて 6 2 0 万円を追加するものであります。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、6 ページをお開き願います。

第 2 表、債務負担行為について御説明申し上げます。

地方自治法第 2 1 4 条の規定により、債務を負担する行為として、平成 2 3 年度農業経営基盤強化資金利子補給を行うこととし、期間は平成 2 3 年から平成 2 9 年度まで、限度額を 2 9 9 万 2, 0 0 0 円と定めるものであります。

次に、7 ページ、第 3 表、地方債補正について御説明申し上げます。

過疎対策事業において、地域密着型小規模特別養護老人ホーム建設事業に 5 0 0 万円を追加し、新たに、地上デジタルテレビ中継局整備事業に 1 2 0 万円を計上し、過疎対策事業債の限度額を 3 億 2, 9 0 0 万円から 3 億 3, 5 2 0 万円に改め、地方債限度額の総額を 5 億 1, 9 2 0 万 4, 0 0 0 円から、5 億 2, 5 4 0 万 4, 0 0 0 円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
10ページ、9款地方交付税。
(質疑なし)
- 小野木議長 11款分担金及び負担金。
(質疑なし)
- 小野木議長 12款使用料及び手数料。
(質疑なし)
- 小野木議長 13款国庫支出金。
(質疑なし)
- 小野木議長 14款道支出金。
(質疑なし)
- 小野木議長 15款財産収入。
(質疑なし)
- 小野木議長 16款寄附金。
(質疑なし)
- 小野木議長 17款繰入金。
(質疑なし)
- 小野木議長 19款諸収入。
(質疑なし)
- 小野木議長 20款町債。
(質疑なし)
- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。
(質疑なし)
- 小野木議長 質疑なしと認めます。
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。
15ページ。1款議会費、1項議会費。
(質疑なし)
- 小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。
(質疑なし)
- 小野木議長 2項徴税费。
(質疑なし)
- 小野木議長 3項戸籍住民基本台帳費。
(質疑なし)

●小野木議長 3 款民生費、1 項社会福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項児童福祉費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款衛生費、1 項保健衛生費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項簡易水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款農林水産業費、1 項農業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項林業費。

説明第 1 号、金川産業課長。

●金川産業課長 説明第 1 号十勝川河畔林伐採工事の施行について。

本工事の施工については、ふえ続ける野生鳥獣、特にエゾシカ対策として試験的に実施するものであります。本工事施工地は、別添位置図の箇所で、幌岡樋門上流の柳が密集している箇所であり、エゾシカは柳林を隠れ場所として生息し、そこから農地へ出て農作物に被害を与えているため、エゾシカの生息箇所を少しでも減らすために伐採しようとするものであります。

1、工事の概要、十勝川河畔林伐採工事。

工事予算額、1,058万4,000円。

工事内容、河畔林、柳の伐採。伐採方法としては、環境団体と協議の上、筋状に伐採することとし、40メートル伐採し30メートルを残すという手法で、伐採箇所の全体面積17.7ヘクタール、実伐採面積は8.64ヘクタールであります。

2として、契約の方法は指名競争入札で行います。

以上でありますので、よろしく御審議願います。

●小野木議長 質疑を受けます。

6 番大谷議員。

●6 番大谷議員 エゾシカの被害というものは、農作物に甚大な被害を与えておりますので、このことによってどのような効果が出るというふうに予想されているのかをお聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 エゾシカについては、今、全道で65万頭、道東域では33万頭と言われるくらいふえてございまして、このまま手をこまねいていきますと、数年後には100万頭の大台に達するというふうに言われているところでございます。本町といたしましても、林業費に計上しているとおり、本年度から、隠れ家となっています十勝川の河畔林はもとより、道有林の除雪を北

海道に要請をしているところでありまして、町でも一部除雪をしながら、一般狩猟者にどんどんとっていただくということを行っていきたい。

それから、従来は河畔林等にはあまりシカというのは生息していなかったわけですが、御承知のとおり、本町では五百数十ヘクタールの河畔林がございます。それと同時に、特に河畔林が密集しているところにシカがハーレムをつくり生息をしていることになってございますので、できるだけ隠れ家をなくしていく、それから、仮に隠れたとしても、追い込み、そして狩猟ができる環境をつくっていききたいなというふうに思っております。ただ、今回やるのは17ヘクタール程度の一部でございますので、効果は局所的というふうに思われますが、これらを二、三年実施しながら、効果をあらわすようにしていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 効果のほどはわからないようではありますが、生息地が次から次へ移っていくということが考えられますので、継続的にやっていかれるということがやっぱり望ましいというふうに思います。そのことについての見解もお聞かせ願いたいと思います。

それから、もう1点、伐採された伐採木の処理についてどのように考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 効果をはっきり見定めるのは非常に難しいことかなというふうに思いますし、ただ、シカも、議員おっしゃるとおり、どんどん移動を繰り返すということでございますので、できるだけ、数年にわたり、そういう移動箇所について、できれば伐採をしていきたいというふうに思っております。

それから、伐採木につきましては、現在、農業者にチップとして、家畜の敷きわらとして出しておりますので、そういうことで委託をし、家畜の敷きわらとして利用していただきたいというふうに思っております。

●小野木議長 6番大谷議員。

●6番大谷議員 当町はバイオマス事業ということで、木質ペレット、特に柳の再利用ということで考えているようでありますから、そういった方面の処理ということではできないものか、お聞かせ願いたいと思います。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 大半が家畜の敷きわら、それから、木質ペレットとして、柳のペレット化も今、試験をしておりますので、そちらのほうにも使ってまいりたいというふうに思っております。

それから、木質ペレットのほうでは、ボイラーのほうでも今検討中でございますので、そういう燃料のあり方も検討をしているところでございます。

●小野木議長 7番長谷川議員。

● 7 番長谷川議員 これはシカのすごい被害があるわけですから当然だと思いますけれども、過去において、漁業を振興するために、いかに木が大事かということはずっと話されてきています。シシャモという字は柳の葉っぱの魚と書くぐらい、木といひましようか、そういうものの生息地というのは物すごい大事だと、そういうような関係からいって、木の伐採といひましようか、それはちょっと、流れとして大事なことですけれども、またちょっとぶつかるといひましようか、そういうような問題もあるのではないかと思います。特に漁業者につきましては、きちんと子供を含めて、婦人部も含めて、一生懸命植林をしているという経緯もございますので、その辺の整合性についてはどのようにお考えですか。

● 小野木議長 答弁、金川産業課長。

● 金川産業課長 この伐採につきましては、過日、環境団体、有識者の方と協議をさせていただきました。切り方についても、先ほど説明をいたしましたとおり、筋状、それから、河川沿いについて10メートル程度、柳を存置し、ここから例えば葉っぱが落ちるとかということで、腐葉物を河川に流すというような形で、できるだけ、河川のそういう魚類に影響の与えないように配慮をしていきたいというふうに思っております。

ただ、山林ですと30年ぐらいで、カラマツですとヘクタール600本、700本でございますが、この柳、一番大きいもので28センチぐらい胸高直径がございましたが、多分30年生ぐらいになっているのだらうというふうに思いますが、1,500本程度ございます。ですから、山は荒廃を避けるためにいろいろ手入れをするということでもあります。ですから、我々も開発のほうに言っているのは、適正に管理をしていただきたい、そういうものが適正に管理されれば、上流からの流木の減少にもつながるだらうということでもあります。ですから、今回も17ヘクタールのうち8ヘクタール程度の伐採でございますので、5割程度を残しながら、シカが見えやすくしていきたいという考え方でございます。

● 小野木議長 7 番長谷川議員。

● 7 番長谷川議員 ただいま、漁業者といひましようか、漁業者が努力しているということも申し上げましたけれども、こういう方々に対して事前の説明というのはあるのでしょうか。私が議会に来てから木を大切にすることが漁業の振興になるということがたびたび言われていたわけですよね。それから、こういうことについて、やっぱり漁業協同組合等、そういう団体に、事前に御相談といひましますか、連絡するということはあったのでしょうか。やっぱりそういうことも必要かと思ひましますけれども、その点についてお伺いをいたします。

● 小野木議長 答弁、金川産業課長。

● 金川産業課長 漁業者の皆さんに率先して植林活動を行っていただいておりますし、毎年、組合長を筆頭に植林活動をしていただいております。開発の工事等につきましては、毎年3月に、こういう伐採、それから河川汚濁等の関係で説明をさせていただいているところでございます。ただ、今回、町がこのような形ということで、今、環境団体とは調整を終えておりますが、今

後、大津漁協とこれらの説明をしていきたいというふうに思っております。

●小野木議長 1 番杉野議員。

●1 番杉野議員 筋切りというふうに伺いました。どのような方向で筋切りをされるのか、そのことによって、駆除の効果が上がる下がるが決まってくるので、河川沿いに筋切りなのか、それとも堤防に直角に筋切りなのか、お聞かせください。

●小野木議長 答弁、金川産業課長。

●金川産業課長 今考えてございますので、堤防から直角でございます。

●小野木議長 先に進みます。

4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項災害対策費。

7 番長谷川議員。

●7 番長谷川議員 この中で、工事請負費の大津地区築山整備工事ってありますね。このことにつきましても、津波、ことしの大きな津波がありまして、地域としては非常に不安がっております。このことについての対応をしていただいているというふうに思っておりますけれども、この築山の認識が地域の住民に徹底されていないわけですよ。当事者は大津地域の住民であります。特に若い人よりも年輩の人がやっぱり心配しておりますので、そういう人にきちんと説明をしていただく必要がある。先般、町が企画していただいておりますので、大津の地域の人が皆さん集まるのかなというふうな思いだったので、ほんの一部の方への説明で終わったと伺いました。きちんと説明をしていただくということがすごく大事なことでない

かと思いますので、この築山については本当にありがたいことだと思っておりますけれども、その辺につきまして、築山も含めて、どういうふうに町としては対応していく考えなのか、お聞かせください。

●小野木議長 答弁、宮口町長。

●宮口町長 御指摘のとおり、やはり町民の方々の意見を聞くのは当然だと思います。過日、開発の職員、道の職員、私ども、さらには漁協、それから区長等々で集まって相談をしました。そのときも御指摘を受けましたけれども、今、津波のハザードマップをそれぞれ専門的な立場の方々と伴って作っているところです。年内にはある程度の大まかな形がまとまろうかと思っておりますので、その素案ができましたら、今御指摘のとおり、大津の方に出向きまして、各団体、お年寄り等に説明をしていきながら、そして意見を聞きながら、再度計画に盛り込んで取り進めたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、想定される津波以上のものが、これからも発生されることが予測されますので、できるだけそういった高いところに避難をする、特に足腰の弱い方々、社会的立場の弱い方々をどのようにそういった高いところに移動するかも、今後もまた十分関係者と協議しながら、できるだけ多くの方々の声を聞きながら作成して周知していきたいというふうに考えております。

以上です。

●小野木議長 先に進みます。

9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項中学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 これで質疑を終わります。

次に、6 ページ、第 2 表、債務負担行為について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第43号

●小野木議長 日程第7 議案第43号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高井福祉課長。

●高井福祉課長 議案第43号平成23年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,536万2,000円と定めるものであります。

このたびの主な補正は、一般被保険者保険税還付金増額に伴う補正であります。

補正の予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書7ページ、歳出から御説明いたします。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金に一般被保険者保険税還付金として30万円を追加するものです。

この歳出に要する財源として、6ページ、歳入をご覧ください。

10款繰越金、1項繰越金に、その他繰越金として30万円を追加するものであります。
以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- 小野木議長 これから質疑を行います。
歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。
6ページ、10款繰越金。

(質疑なし)

- 小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。
7ページ、10款諸支出金。

(質疑なし)

- 小野木議長 それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。
(質疑なし)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(質疑なし)

- 小野木議長 討論なしと認めます。
これから、議案第43号を採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
(異議なし)

- 小野木議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第44号

- 小野木議長 日程第8 議案第44号平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
高井福祉課長。

- 高井福祉課長 議案第44号平成23年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ385万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,713万2,000円と定めるものであります。

このたびの主な補正は、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費における今後の給付費の精査及び豊頃町職員の給与に関する条例等の改正並びに職員の異動による措置であります。

補正の主なものは、歳入歳出事項別明細書8ページ、歳出から御説明いたします。

2 款保健給付費、1 項介護サービス等諸費から 2 0 0 万円を、2 項介護予防サービス等諸費から 3 0 万円を減額するなど、合わせて 2 3 0 万円を減額。

3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費から 1 5 3 万円を減額するものです。

この歳出に要する財源は、6 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項国庫負担金に 1 4 万円を追加、2 項国庫補助金から 1 9 万 2, 0 0 0 円を減額。

4 款道支出金、1 項道費負担金から 8 8 万 8, 0 0 0 円を減額。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金から 6 9 万円を減額。

7 款繰入金、1 項他会計繰入金から 2 2 3 万円を減額するものです。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

恐れ入ります、訂正いたします。

歳出の部分で、3 款地域支援事業、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費 1 5 5 万 3, 0 0 0 円を減額するというふうに訂正いたします。失礼いたしました。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6 ページ、3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8 ページ、2 款保健給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第44号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第45号

●小野木議長 日程第9 議案第45号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第45号平成23年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,602万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,780万1,000円と定めるものであります。

本補正予算は、主に茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費の減額によるものであります。これは、国による事業費の配分が減らされたことによるものでありまして、補正予算等で増額を要望しておりましたが、本年度については時期的にも難しいということで判断しまして、今回減額させていただくものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から説明します。

8ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費において、職員人件費など61万9,000円を減額。工事請負費に大津港町水道管布設替工事費482万円追加など、合わせて420万1,000円を追加。2目簡易水道整備において、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業費で、水道施設更新工事請負費4,716万円減額など、合わせて5,022万1,000円減額するものであり

ます。

これら歳出に伴う歳入としましては、7ページをご覧ください。

2款国庫支出金を1,221万5,000円減額、3款繰入金に419万5,000円を追加、5款町債は3,800万円減額するなど、合わせて4,602万円を減額補正するものであります。

次に、4ページをご覧ください。

第2表、地方債の補正について説明いたします。

簡易水道整備事業、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業において、限度額3,020万円を1,120万円に変更。過疎対策事業、茂岩簡易水道基幹的施設改良事業、限度額3,020万円を1,120万円に変更するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

7ページ、2款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4款町債。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

8ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 次に、4ページ、第2表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第46号

●小野木議長 日程第10 議案第46号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第46号平成23年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,053万8,000円と定めるものであります。

本補正予算につきましては、茂岩下水浄化センターの集中監視装置が故障しまして、それを修理するためのものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたします。7ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費において、職員人件費など6万7,000円を減額。2項施設管理費において、下水道施設管理費の修繕料として90万円追加するのであります。

これら歳出に伴う歳入としては、6ページをご覧ください。

3款繰入金に66万6,000円を追加、4款繰越金に16万7,000円追加するなど、合わせて83万3,000円を追加補正するものでありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

6ページ3款繰入金。

(質疑なし)

●小野木議長 4款繰越金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

7ページ1款総務費、質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第48号

●小野木議長 日程第11 議案第48号豊頃町税条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉村住民課長。

●吉村住民議長 議案第48号豊頃町税条例等の一部改正について御説明いたします。

このたびの税条例等の一部改正の説明につきましては、議案説明資料第1号で御説明いたします。

初めに、改正の主旨であります。現下の厳しい経済状況及び雇用状況に対応して税制の整備を図るため、地方税法の一部を改正する法律、地方税施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成23年6月30日にそれぞれ公布されたことに伴い、本町の税条例等の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、第1条から第3条までの一部改正ということになっております。

初めに、第1条による改正の主なもの、過料の引き上げであり、現行3万円の過料を10万円に引き上げるものであります。なお、この改正の施行期日は、公布の日から起算して2カ月を経過した日となります。

次に、控除対象寄附金の拡大及び寄附金税額控除の適用下限額の引き下げであります。NPO法人に対する当該法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民福祉の増

進に寄与する寄附金として町の条例で定めるものを個人住民税の寄附金税額控除の対象に加えるというものであります。

本町においては、別表第2に指定するNPO法人は無いことから、指定はいたしません。

なお、寄附金税額控除の適用下限額を現行5,000円から2,000円引き下げ、平成23年1月1日以降に支出する寄附金から適用し、平成24年1月1日から施行するものであります。

次に、肉用牛の売却による町民税の課税の特例の延長であります。免税対象牛の売却頭数要件の上限を現行年間2,000頭から年間1,500頭に引き下げ、上限の年間1,500頭を超える部分の所得は免税対象から除外され、免税対象牛の売却価格が現行100万円以上を80万円以上に引き下げ、交雑種が除外をされました。

また、この特例の適用期限を3年間延長し、平成27年度分までとし、平成25年度分以降の個人住民税に適用し、平成24年1月1日から施行するものであります。

次に、新築住宅等に対する固定資産税の減額措置の延長であります。高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の軽減措置について、平成25年3月31日にまで延長されました。なお、この施行期日につきましては、高齢者の居住の安定確保に関する法律の一部を改正する法律の施行の日からということになります。

次に、第2条による改正であります。個人の町民税に関する経過措置の改正であり、上場株式等に係る配当所得の町民税の課税の特例措置及び株式等に係る譲渡所得の町民税の課税の特例措置を2年間延長し、平成25年12月31日までとし、租税条約適用利子等に係る町民税の課税の特例措置を2年間延長して、平成25年12月31日までとするものであります。

第3条による改正であります。町民税に関する経過措置の改正で、附則第19条の3に規定した非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例が、平成25年1月1日から適用、施行する特例措置を2年間延長して、平成27年1月1日から適用、施行する規定を定めたものであります。

附則として第1条に施行期日を、第2条には、町民税に関する経過措置を、第3条には、固定資産税に関する経過措置を、第4条には税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置を、第5条には罰則に関する経過措置を、それぞれ定めるものであります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第48号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第49号

●小野木議長 日程第12 議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

金川産業課長。

テープNo.3 (1本目B面、説明原稿により作成)

●金川産業課長 議案第49号公の施設に係る指定管理者の指定について御説明いたします。

豊頃町町有牧野の管理については、平成18年度より豊頃農協に公の施設の指定管理者として、現在まで6年間管理を行っていただいているところであります。指定管理の期間が3年間で、今年度で終了しますが、引き続き、町有牧野管理については、指定管理者に管理を行わせることとして、11月14日に豊頃農協より申し込みを受け、11月22日、副町長を委員長とし、8名で構成する豊頃町牧野指定管理者選考委員会で審査の結果で適格者と認められた次の者を指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、名称、豊頃町有牧野、所在地、豊頃町有牧野管理条例第2条に規定する所在地、湧洞153ヘクタール、トイトッキ71ヘクタール、二宮331ヘクタールの3牧場で、合計面積は555ヘクタールであります。

2、指定管理者となる団体の名称及び住所、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農業協同組合代表理事組合長、相澤昌幸。

3、指定期間は、平成24年4月1日から平成27年3月31日の3年間であります。

指定管理者からの申し出につきましては、24年からも現行1頭当たり230円、条例上では250円でございますが、230円で計画をされているところであります。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

- 小野木議長 日程第13 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

和田事務局長。

- 和田事務局長 請願文書表。

受理番号2。

受理年月日、平成23年11月29日。

件名、平成24年度農業予算編成並びに税制改正に関する請願。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農業協同組合代表理事組合長、相澤昌幸。

紹介議員の氏名、豊頃町議会、大谷友則議員、菅谷誠議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、産業厚生常任委員会に付託し審査することにします。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 日程第14 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、12月9日から同月14日までの6日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、12月9日から同月14日までの6日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

●小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時38分 散会